

匿名診療等関連情報データベース（DPCDB）の第三者提供 よくあるご質問（FAQ）

2025年7月版

⑤手数料に関する質問

（全般）

1	Q	どのような申出の場合に、手数料が発生するか。
	A	以下の申出において、手数料が発生します。 ・新規申出 ・追加のデータ抽出が発生する変更申出
2	Q	手数料はどのように計算されるか。
	A	提供申出に係る手数料は、人件費等を踏まえた時間単位の金額に、作業に要した時間に乗じて得た額とします。作業に要した時間とは、申出処理業務（申出書類確認・専門委員会への諮問手続・データの抽出条件の精査等）とデータ抽出業務（SQL作成・テスト実施・結果の検証等）に要した時間とします。 なお、申出の形式、データ抽出対象期間、データ容量、利用場所数等により作業に要する時間は変動しますので予めご了承ください。また、上記は2025年7月時点の計算方法であり、変更される可能性があることもご了承ください。
3	Q	手数料の通知はいつ、どのように行われるか。
	A	専門委員会にて審査承諾となり事務手続きが完了した段階で、手数料の見込額を文書で通知します（手数料の見込額通知書及び実績額通知書は手数料免除の申請有無を問わず送付しております）。 データの抽出が完了し、提供される前に確定額を文書で通知します。
4	Q	手数料の納付はいつ、どのように行うか。
	A	提供申出者が納付すべき手数料額（実績額）及び納付期限の通知を受けた際は、当該納付期限までに厚生労働省が定める書面に収入印紙を貼って納付してください。補助金の振り込み時期等の関係で、期限までに納付できない場合は、必ず事前に窓口にご連絡ください。データの提供は手数料納付後からとなります。
5	Q	手数料の免除は申請できるか。
	A	健康保険法施行令第四十四条の三の規定に基づき、提供申出に係る全ての提供申出者が以下に掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該提供申出に係る手数料は免除します。 （１）公的機関 （２）補助金等を充てて匿名診療等関連情報を利用する者 （３）（１）又は（２）から、当該申出に係る業務の委託を受けた者（再委託を含む。） なお、手数料の免除を希望する場合は、当該補助金等の交付決定通知の写し及び研究計画書又は交付申請書を添付してください。交付決定通知の代替書類として基準額通知書の提出も認めますが、交付決定通知書入手した時点で写しを窓口まで提出ください。免除申請は、提供申出時から、厚生労働省が提供申出者に手数料額（実績額）を通知する時までとなります。
6	Q	提供申出者が複数ある場合、1つでも免除条件に該当しなければ免除はされないか。
	A	そのとおりです。全ての提供申出者が免除条件を満たす必要があります。

7	Q	手数料の免除となる補助金かどうかを確認したい。条件はあるか。
	A	以下の補助金のみが対象（2025年7月時点）であり、申出の承諾時点で有効である必要がございます（年度末の申出で、次年度の補助金を獲得予定である場合などは適切に判断します）。免除対象の補助金かどうかは、申出時に窓口にお問い合わせください。 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等 ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金 ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が交付する助成金（「国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書」の「取扱要領」中「別表」にて定義された補助事業のみを手数料免除の申請対象とします。） ※日本学術振興会（JSPS）が交付する補助金についてお問い合わせを多くいただいておりますが、こちらは手数料免除の申請対象外となります。
8	Q	申出時点で補助金の申請中だが、確定していない。後から手数料の免除を申請できるか。また、いつまでなら可能か。
	A	申出時点で様式1の「手数料免除の申請有無」欄にて「2）後日手数料免除申請を行う予定」を選択してください。提供申出時から厚生労働省が提供申出者に手数料額（実績額）を通知する時までの間に免除申請が可能となります。 ただし、補助金の申請から採択までの期間及び採択可能性を十分に考慮して申出を行ってください。 なお、「1）手数料免除を申請する」を選択された場合も同様に手数料額（実績額）通知までの間、申請が可能です。 また、「3）補助金等を利用しないため、手数料免除を申請しない」を選択した場合は免除の対象外となり、後から免除申請することはできません。
9	Q	担当者又は取扱者が所属する提供申出者に対して補助金が交付されていれば、免除申請できるか。必ずしも担当者名や取扱者名での交付でなくても問題ないか。
	A	提供申出者に対して交付されていれば、免除申請は可能です。ただし、補助金申請書には担当者や取扱者名が記載されている必要があります。厚生労働省の免除審査の結果、免除がされない場合があります。
10	Q	手数料の目安を教えてください。
	A	2025年5月時点での手数料の目安は以下のとおりです。 －特別抽出：100万円～120万円 －集計表：60万円～280万円 ※手数料額は、研究内容、申出内容、データ量等により異なります。ご提出いただく書類一式が、窓口確認を不要とするレベルまで整理され、かつデータ対象も絞られた内容であれば、安くなることもあれば、特に集計表は表数や抽出・集計の難易度等により高額となるケースがあります。 ※上記の手数料額でのご提供をお約束するものではなく、実際には上記金額を超える可能性がございます。実際の手数料額の見込額は審査承諾後に通知いたします。